

辺野古のたたかいの 今と展望

2つの裁判と埋立て工事

【プログラム】

- ▶開会のあいさつ オール沖縄会議&うりずんの会
- ▶辺野古新基地建設阻止のたたかいの今と展望
紙野健二氏（名古屋大学名誉教授）
- ▶何を問う裁判なのか、2つの裁判の関係について
仲西孝浩氏（辺野古裁判弁護団）
- ▶パネルディスカッション
ファシリテーター 本多滝夫氏（龍谷大学教授）
- ▶閉会のあいさつ
- ▶辺野古新基地建設阻止への思いを全国に
沖縄県知事 玉城デニー氏



裁判所は法治主義に則って
適切に判断せよ!

2019年9月29日(日)
13:30 ~ 16:30

沖縄県市町村自治会館ホール(2階)
入場料: 無料

主催: 辺野古訴訟支援研究会

後援: オール沖縄会議・うりずんの会

お問い合わせ 琉球大学行政法研究室: henokoshienken@gmail.com

企画の趣旨

辺野古新基地建設反対のたたかいは、この秋新たな段階を迎えています。翁長さんの死去からはや1年がたち、9月にデニーさんに知事職のバトンが引き継がれ、今年の2月の県民投票では埋立に反対する県民の意思が再確認され、そしてこの7月の参議院選挙では高良さんの圧倒的勝利がありました。これらはいずれも、新基地建設は受け入れられないとして、国に埋立て工事の中止と転換を求めるものです。沖縄県は、この県民の意思に基づいて国に対して繰り返し冷静かつ粘り強く再考を求め、そのための対話を求めてきました。

にもかかわらず、国は協議を拒否し、違法な工事を止めないで今日も環境破壊を続けています。これに加えて、埋立て予定区域に広範囲の軟弱地盤があることが明らかになってきました。工事の実施者である国が情報を独占しているという制約はあるのですが、工法、工期、費用いずれをとっても、当初の予想をはるかに超えた大規模な変更が必要であることが判明しています。

沖縄県と国とは、この秋以降2つの裁判で争うことになります。いずれも、たいへんむずかしい論点をかかえています。法廷でのたたかいは決してわかりやすいとはいえませんが、辺野古の問題が難解なのは、国自身が制度の根本的な趣旨をねじ曲げて前例のない横暴な手段に出て、数々の違法行為を重ねているからです。そのおおもとは、基地をつくるための2つの地位を巧妙に使い分けて法を悪用していることにあります。私たちはそのことを十分理解し、裁判所に法治主義に則った適切な判断を求めていかなければなりません。

以上のような情勢に応えるべく、私たちはシンポジウムを企画しました。辺野古をめぐる現在の状況を正しく踏まえつつ、2つの裁判の意義と今後の展望を一緒に学び語りあいましょう。

辺野古訴訟支援研究会



辺野古のたたかいの 今と展望

2つの裁判と埋立て工事

目次

9月18日の福岡高裁那覇支部での玉城デニー知事の意見陳述	02
紙野健二（名古屋大学名誉教授）「辺野古新基地建設阻止のたたかいの今と展望」	04
仲西孝浩（弁護士）「何を問う裁判なのか、二つの裁判の関係について」	06

〈資料〉

○福岡高裁那覇支部宛関与取消訴訟・訴状（抄）	11
○那覇地裁宛裁決取消訴訟・訴状（抄）	14
○国土交通大臣による裁決書（抄）	18
○辺野古訴訟をめぐる年表	23



玉城デニー知事の意見陳述

令和元年9月18日

福岡高等裁判所那覇支部民事部IV C 係 御中

原告 沖縄県知事 玉城 康裕

沖縄県知事の玉城デニーでございます。

本日は、意見陳述の機会を与えていただきましたことに、感謝申し上げます。私は、昨年の県知事選挙において、「自立」、「共生」、「多様性」の理念の下、誰一人取り残すことのない社会の実現に取り組むことを公約の柱にするとともに、辺野古新基地建設反対を掲げ、公有水面埋立承認取消しを支持することを明確にして当選させていただきました。145万県民の負託を受けた知事として、本日この場に立っております。

それでは、口頭弁論の冒頭に当たり、私の意見を申し上げます。

この訴訟は、国と地方公共団体の関係の在り方、国と地方の係争処理の在り方が正面から問われる裁判であります。

本件のように、国の機関が私人になりすまし、国民しか利用できない行政不服審査制度を用いて、国が第三者機関の判断を経ることなく一方的に地方公共団体の決定を覆すことができる手法が認められれば、政府が、その方針に従わない地方公共団体の行政処分について強制的に意向を押し通すことができるようになります。これでは、真の地方自治は保障されません。

この問題は、沖縄県だけの問題ではなく、全国の地方公共団体に大きな影響を与えるものです。

以下、地方分権改革による改正地方自治法の趣旨や被告による本件判決の違法性について述べます。

裁判所におかれましては、十分御承知のことと思いますが、地方自治制度は、憲法上の制度として認められております。

しかしながら、長い間、機関委任事務制度を通じて、地方公共団体の機関である都道府県知事等を国の機関と位置付け、包括的指揮監督の下に置く仕組みが維持されてきました。

その後、90年代の地方分権の気運の高まりを受け、99年の地方自治法の改正により、機関委任事務制度が廃止され、国と地方公共団体との関係が「上下・主従、上意下達の関係」から「対等・協力の関係」に改められることになりました。

これに伴い、関与の法定主義や、国の地方公共団体に対する関与は必要最小限度のものでなければならないなどとする関与の基本原則が定められたのです。そして、国と地方公共団体の行政の間で紛争が生じた場合は、地方自治法のルールの下、国地方係争処理委員会や司法といった中立的第三者機関を通じて解決が図られることになりました。

この訴訟では、被告がこの改正の趣旨に則った「関与」をなしたかどうかが問われています。

まず、県が行った公有水面埋立承認取消しの適法性について申し上げます。

沖縄防衛局は、県が埋立承認に付した留意事項において「実施設計について事前に県と協議を行うこと」とされているにもかかわらず、全ての協議が調う前に工事を強行しました。また、県は、適切な環境保全措置の確認ができないことなどから、再三にわたって行政指導を行ってきたにもかかわらず、沖縄防衛局は工事を中止することはありませんでした。

その後、軟弱地盤、活断層の存在及び米国統一基準の高さ制限に抵触することが判明したこと、各種の環境保全対策が不十分であること等の理由により、公有水面埋立法に定める要件を充足しないことや、埋立承認に付した留意事項に違反していることなどが認められたため、平成30年8月31日に埋立承認を取り消したのであります。

これに対し、沖縄防衛局は、私人と同じ立場にあるとして、国土交通大臣に対し、国民の権利利益の救済を目的とする行政不服審査法に基づき審査請求を行いました。

行政不服審査法は、「国民」の権利利益の救済を図ることを目的としており、国の機関が、一般私人と同じ立場にある場合にその規定が適用され、一般私人とは異なる立場の場合にはその対象外とするのが法の趣旨であります。

沖縄防衛局による埋立承認出願は、「固有の資格」に基づくものであり、行政不服審査法の申立適格を欠いています。

公有水面埋立法は、第1条において、公有水面について「国ノ所有ニ属スル」とし、国と国以外の者とは異なる立場にあることを定めております。

そして、国以外の者については「埋立免許」、国については「埋立承認」という別の制度とし、国に特別の取扱を規

定して公物管理上の特別の地位を認めています。この地位には一般私人は立ち得ないのであります。

このことからして、公有水面埋立承認に係る処分については、国は、一般私人ではなく、「固有の資格」において処分の名宛人となるものであり、国の機関には審査請求等の適格が認められないのは明らかであります。

また、本件普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立事業は、いわゆる日米地位協定第2条による「施設及び区域」の提供義務の履行のためになされるものであり、本件事業の性格からしても、国の機関のみが担い手となるものであります。

つまり、国は、外交・防衛という条約上の義務を履行するため、公有水面埋立承認手続を行い、一連の基地建設のための事業を遂行しているのであり、一般私人が立ちえない国家としての立場で一連の行為が行われているのです。

本件埋立てによる利益は、外交・防衛上の公益であって、行政不服審査制度による保護の対象である私人の権利利益ではありません。

以上のことから、本件事業が「固有の資格」において行われていることは明らかです。

訴訟において裁判所は、中立公正な審判者でなくてはならず、事件の当事者と利害関係がある場合には、除斥、忌避等の対象となっております。行政不服審査においても、当然、審査庁の中立・公正な立場が求められなければなりません。

ところが、本件判決は、国という行政主体の内部において申立てをして、自らこれに対する判断をしており、客観性や公正性という点から重大な問題があります。

すなわち、国土交通大臣は、内閣の一員として辺野古移設を「唯一の解決策」とする政策目的を推進する立場にあり、中立的第三者の地位になく、本件審査請求手続においては、判断権者の公正・中立という行政不服審査制度の前提が欠落しているものと言わざるを得ないのであります。

さらに、辺野古移設を「唯一の解決策」とする政策目的を達成するため、公有水面埋立法を所管する国土交通省から多数の職員を防衛省に出向させるなど、事務レベルにおいても防衛省が国土交通省の協力を得ながら埋立事業を進めているのは明らかであります。

昨年10月26日、110名もの行政法学者が、沖縄防衛局の審査請求等について、「埋立承認制度は…国の固有の資格を前提とする制度である」、「審査庁としての国土交通大臣には第三者性・中立性・公平性が期待し得ない」、「日本政府がとる、このような手法は、国民のための権利救済制度である行政不服審査制度を濫用するもの」として厳しく非難し、法治国家に悖るとして声明を発表しています。行政法を専門に研究する110名もの有識者がこのような指摘をしていることは大変重く受け止められなければなりません。

私はかねてから、辺野古新基地建設問題について、政府に対し、対話による解決の必要性和重要性を繰り返し述べてまいりました。

沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し、申し上げるべきことは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じて連携して取り組むことが重要であります。

本件判決は、沖縄防衛局が固有の資格により申立適格を欠くにもかかわらず不適法な審査請求を行い、これを国土交通大臣が結論ありきで行った違法なものであります。

被告は、「本件判決はその適法性いかにかわらず、国の関与に該当しない」と主張しています。つまり、違法な審査請求による違法な判決であっても判決として成立し一切問題にならないと言っているのであります。被告は、このような乱暴な論理を裁判所が認めると高を括っております。地方自治法がこのように解釈され、違法な国の関与に裁判所がお墨付きを与えることになれば、地方自治のみならず法治国家に未来はありません。

国と地方公共団体は、共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあります。

繰り返しになりますが、国の地方公共団体に対する関与は必要最小限度のものでなければなりません。こうしたルールが守られる適切な国と地方の在り方下において、地方公共団体の自主性及び自立性が高められ、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することが促進されるのです。そして、そのことによって、地方は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることができるのです。

沖縄は、3年後に復帰50年という大きな節目を迎えます。私には、明日を担う子どもたちや若者たちのため、個性豊かで活力に満ちた沖縄、平和で真に豊かな沖縄、誇りある沖縄にしていける責任があります。

裁判所におかれましては、憲法の保障する地方自治の本旨や地方自治法の趣旨を踏まえた、地方の自主性及び自立性が保障される本来あるべき国と地方の在り方を示す公正な判断をされるよう希望いたします。

以 上

辺野古新基地建設阻止のたたかいの今と展望

紙野 健二

はじめに 報告の目的

辺野古新基地建設問題は、今、さらに重要な局面を迎えています。次々と局面が展開し、国とのあたらしい裁判も絡んでくるので、ものごとの基本と勘どころとをしっかりと把握する必要があります。辺野古の現状については、沖縄に暮らす皆さんの方がよくご存じでしょうが、さまざまな事柄を法的な観点から吟味し意味づけして、焦点の行方を探るのが私の報告の目的です。

1. 辺野古のたたかいの今を把握する

(1) 全体像

辺野古のたたかいの全体をみるには、政治や軍事外交問題をも含めた吟味が必要ですが、ここでは埋立てをめぐる諸問題を論じます。国が基地を必要と考え、辺野古につくるという決定をしたとしても、海上に基地をつくるには、埋立てが必要ですし、その際には国内法規が適用され、それが適法にできないなら、辺野古に基地はつくれません。法をないがしろにして基地をつくることなど、この法治国家ではできないのです。

辺野古のたたかいは、次の三つに集約されます。第一に、国はこの埋立工事に際して、現在数々の無法を行っており、皆さん方が戦っておられるところです。第二に、この無法がまかり通っているのは、工事を止めようとしてした沖縄県の埋立承認の撤回を国が覆したからです。そこで、県が二つの裁判を起こして戦っています。第三に、工事を行ってきた区域は辺野古崎の南西側で、北東側の大浦湾側は後回しになっており、工事着手に県の承認が必要です。国はその準備をすすめ、県はそれと対峙するという緊張状態の下にあります。今後、国がどのような手段をとってくるか予断を許しません。ここには、これまでのこと、今進行中のこと、そして秋以降のことが含まれています。

(2) 辺野古の工事と二つの裁判

素朴な疑問を考えてみました。第一に、埋立承認がなされた後に、重大な事実が発見されたり生じたので、県はその承認の効力を将来に向かって否定した。これを撤回といって、取消しと区別され、今それをめぐって争われている。そういうことですね。第二に、以前最高裁まで行って県が負けたというのに、県はなお抵抗するのはおかしいのでしょうか。第三に、県が埋立承認を撤回したのに、なぜ国は工事を続けることができ、それがまかり通るのでしょうか。

はじめの二つについては、法学部の学生さん、沖縄県の職員の方や弁護士さんに尋ねてみてください。最後の疑問についてお話ししましょう。これが辺野古問題を深刻にした根本であり元凶なのです。二つの制度的骨組みで説明します。第一に、経緯をいうと、国が埋立ての申請をし、県がいったんこれを承認し、あとでこの判断を撤回したのを、国が県のこの新たな判断を否定し覆して国が工事を続けているのです。ところで、国って、いったいいくつの役を演じているのですか。何かおかしくはありませんか。そのことにどういう意味があるのでしょうか。第二に、一般に紛争があった場合にいずれの主張が適切かの判断には時間を要するので、その判断が出るまで紛争を凍結する仕組みがあります。仮の救済とか仮の権利利益の保全とかいうものです。当事者が申立て、紛争解決者がその可否を判断します。もとの紛争についての判断が出た時点で、それが無意味な状態になっていては困るからです。辺野古の事例ではどうでしょうか。国が申立

て、これを国が認めて国がどんどん土砂を投入して埋め立て、移植したという珊瑚は大量に死滅しています。物理的な回復さえ可能かどうか危ぶまれます。仮の救済って全く逆ではありませんか。

皆さんは、こんなことが許されると思いますか。無法の極みではありませんか。係争委や裁判所はこれまで疑問に思わなかったのでしょうか、法律専門職の方々っていったい何なのでしょうね、繰り返しますが、今の二つの裁判では、沖縄県は、このようなことを許す結果となった国交大臣の審査裁決を違法として取消しを求め、争っているのです。

2. 今、必要なこと

以上のように、国が複数の役割を演じてきたことの他に根本的におかしいことが多々あります。その最大のものは、国が多く様々な情報を独占して県に十分な通知も報告をせず、県民にも国民にも公表せず大規模な情報隠しをしていることです。情報公開制度など利用しなくとも、国は積極的に情報開示をするべきでしょう。とんでもない。国は、情報公開制度の運用でも同様のことを繰り返し、法治主義や民主主義を求める運動を妨害して恥じるところがないのです。さらにこれに加えて、裁判で、国がどのような主張をしてきたか、しているか、皆さんはご存じでしょうか。国は国益公益の名で裁判の当事者として活動しているのですから、裁判での自らの主張を公表し、県民国民にすすんで説明すべきでしょう。しかし、とんでもない。それらを国民に知られたくないのであれば、その理由は何でしょうか。裁判では、事実反したこと、理屈に合わないことを主張しているから知られたくないのか、これが、県民に寄り添い、丁寧な説明をするという現実です。

むすび 今後の展望に向けて

辺野古新基地建設反対の戦いはまだまだ続きます。国は、無法をあらためないばかりか、二つの裁判では、裁判所に門前払いを求めています。そして、大浦湾側の工事着手のために不可欠の条件である、工事計画変更のすみやかな承認を県に迫ります。現在その申請の準備を進めています。県民の今後の運動の課題は、ア．無法行為を重ねる国の計画変更承認申請を許さない、イ．国民に、申請があってもそれが審査に値しない、または承認の要件を到底満たさないことを合理的説得的根拠をもって示し、ウ．県民と国民の全面的支持を背景に、承認申請を厳密に審査する沖縄県を全力で支援することです。最後はやはり裁判になり、最高裁に持ち込まれます。今度は国が県を相手に訴える局面になります。何よりも、客観的事実の積み上げを国と裁判所に突きつける、皆さん方の諸力を結集することが必要です。

(9月23日段階の未定稿です)

何を問う裁判なのか、二つの裁判の関係について

弁護士 仲西 孝浩

1 事実の経緯

2013. 12. 27・・・仲井眞元知事が公有水面埋立承認処分（以下、「本件承認処分」）

2015. 10. 13・・・翁長前知事が本件承認処分を取消（以下、「本件取消処分 1」）

～複数の訴訟、紛争処理手続を経て～

2016. 12. 20・・・国交大臣の沖縄県知事に対する、本件取消処分 1 を取消せという是正の指示に、沖縄県知事が従わないことの不作为が違法であることの確認を求める訴訟について最高裁が国勝訴判決

2016. 12. 26・・・翁長前知事が本件取消処分 1 を取消し

～岩礁破碎に関する紛争処理手続、訴訟を経て～

2018. 8. 31・・・翁長前知事死去に伴い、職務代行者から委任を受けた謝花副知事が本件承認処分を取消し（以下、「本件取消処分 2」）

2018. 10. 16・・・沖縄防衛局長が、地方自治法（以下、「地自法」）地自法 255 条の 2、行政不服審査法（以下、「行審査」）に基づき国交大臣に審査請求、執行停止の申立て

2018. 10. 30・・・国交大臣が執行停止決定

2019. 4. 5・・・国交大臣が本件取消処分 2 を取消す旨の裁決（以下、「本件裁決」）

2019. 4. 22・・・沖縄県知事は国地方係争処理委員会に対して、審査申出

2019. 6. 17・・・国地方係争処理委員会は、本件裁決は国地方係争処理委員会の審査対象にならないとして却下決定

2019. 7. 17・・・沖縄県知事は、本件裁決の取消しを求めて地自法 251 条の 5 に基づく関与取消訴訟を提起（以下、「本件訴訟 1」）

2019. 8. 7・・・沖縄県は、本件裁決の取消しを求めて行政事件訴訟法（以下「行訴法」）に基づく抗告訴訟を提起（以下、「本件訴訟 2」）

2019. 9. 18・・・本件訴訟 1 の第 1 回口頭弁論（初回結審）

2019. 10. 23・・・本件訴訟 1 判決期日

2019. 11. 26・・・本件訴訟 2 第 1 回口頭弁論

2 何を問う裁判なのか

(1) 地方公共団体と国の関係・紛争処理の在り方（本件訴訟 1 と 2 共通）

(2) 撤回処分の適法性（本件訴訟 2 について）

3 なぜ複数の裁判を行うのか

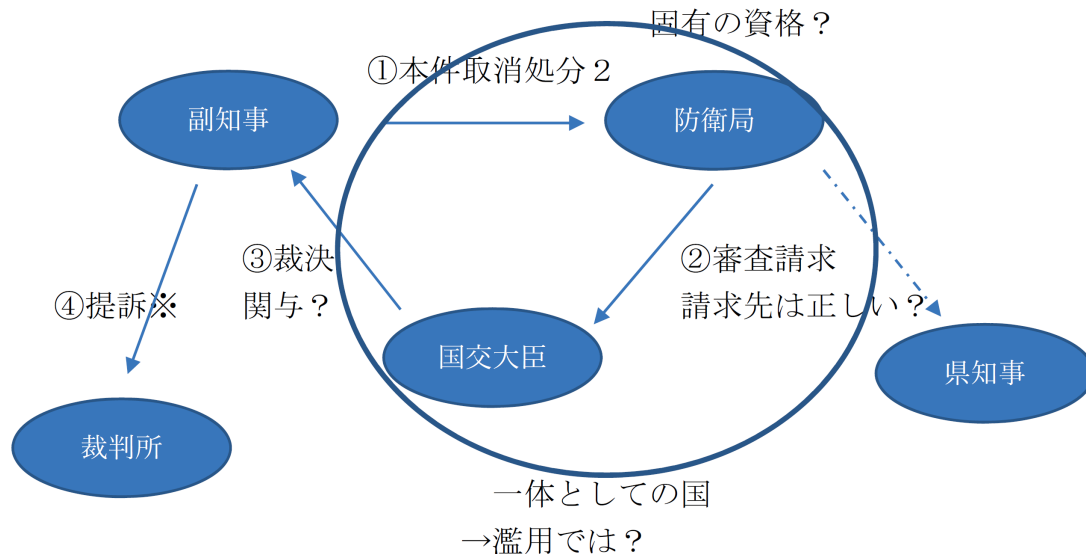
・異なる法的手続であり、その利用可能性については、異なる論点があるため、複数提起することにより、認められる可能性が高くなる

・本件訴訟 1 では、撤回処分の適法性を訴えていくことができない

4 本件訴訟 1 の特徴・争点

(1) 概要

本件裁決は、国の機関（国交大臣）が沖縄県に対して、一定の行政目的を実現するために具体的かつ個別的に関わる行為（関与）のうち公権力の行使にあたるものであるとして、沖縄県知事が国交大臣に対して、地自法 251 条の 5 に基づき、その関与（本件裁決）の取消しを求める訴え



※ 国地方係争処理委員会を前置

(2) 関係条文

<地自法 245 条>

本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関～略～が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体はその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

～略～

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為（～略～審査請求その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

<地自法 250 条の 13>

普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの（次に掲げるものを除く。）に不服があるときは、委員会に対し、当該国の関与を行つた国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

～略～

<地自法 251 条の 5>

第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁～略～を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。～略～

一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

～略～

<地自法 255 条の 2>

法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。～略～

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

～略～

<行審法 7 条>

～略～

2 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

<行審法 4 条>

審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

～略～

四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

(3) 争点

ア 「関与」 該当性

条文上、裁決は「関与」に該当しないとされているが、常にそれでいいのか？

（ア） 固有の資格（私人が立ち得ない立場にある状態）→行審法適用除外

（イ） 審査庁の誤り→国交大臣は審査庁ではない

（ウ） 濫用→国交大臣の裁決は許されない

→これらの場合は、成立に瑕疵（不具合）があり、「裁決」と扱う必要がないのでは？

イ 「固有の資格」 該当性

沖縄防衛局は、「固有の資格」において、本件取消処分 2 を受けたのでは？

- ・ 公有水面埋立法（以下「公水法」） 2 条 1 項「免許」と 42 条 1 項「承認」の相違

- ・ 公水法 1 条「本法ニ於テ公有水面…国ノ所有ニ属スル」

- ・ 公用廃止についての仕組みの相違（竣工認可と竣工通知）

- ・ 準用されていない規定（埋立権の譲渡に関する 16 条ないし 21 条、工事の竣工認可（22 条）、竣工認可による埋立地の所有権の取得（24 条）のほかにも、埋立免許の取消しや条件の変更、原状回復命令等の監督処分（32、33 条）、免許の失効（34 条）、免許の失効に伴う原状回復義務（35 条）などの監督処分の規定、免許料の徴収に関する 12 条及び 38 条等）

- ・ 事業の性質（国以外が日米安保に基づく基地提供できるか？）

ウ 審査庁の誤り

- ・ 同一視？

- ・ 審査請求時説について

エ 濫用

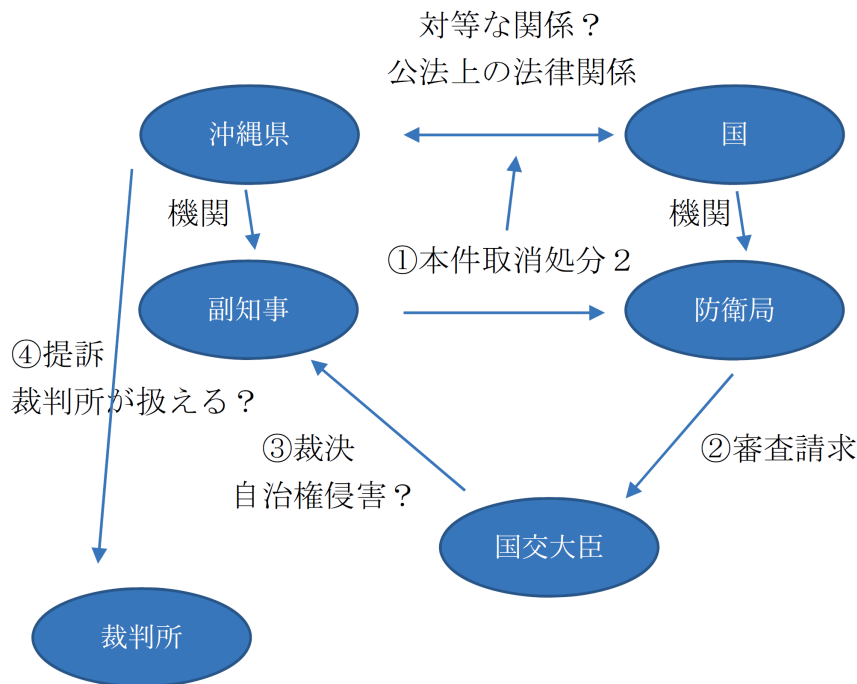
- ・ 本件取消処分 1 の際に、辺野古が唯一の選択肢であり、国交大臣が代執行をするという閣議決定

がされ、それを受けて、代執行を優先させ、審査請求については留保するということを表明
・執行停止段階において、外交・防衛上の不利益が生じることの認定が閣議了解において確認されていること

5 本件訴訟2の特徴・争点

(1) 概要

沖縄県が国に対して、行訴法3条3項に規定する訴訟として、本件裁決の取消しを求める訴え



(2) 関係条文

<裁判所法3条>

裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

<行訴法3条>

～略～

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

～略～

<行訴法9条>

処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

～略～

<日本国憲法92条>

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

<日本国憲法94条>

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

(3) 争点

ア 法律上の争訟性（当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、且つそれが法律の適用によつて終局的に解決し得べきものであること）

- ・平成 14 年最高裁判決の射程（被告の相違、訴訟形態の相違、公物管理権の主体）

イ 原告適格

- ・処分の準名宛人

ウ 内部関係と自治権

- ・1996 年 12 月 6 日衆議院予算委員会内閣法制局長官答弁（地方公共団体の地方行政執行権が、内閣の行政権に属しないこと）
- ・昭和 49 年最高裁判決との事案の相違

エ 本件裁決の違法性

- ・本件訴訟 1 と同論点

オ 本件取消処分 2 の適法性

- ・1 号要件不充足（軟弱地盤判明による工期の延長（工事が進んでいないこと）、周囲の海域生物等への影響）
- ・1 号要件不充足（活断層、統一施設基準の高さ制限、統合計画における返還条件）
- ・2 号要件不充足（軟弱地盤、活断層による災害防止要件、現時点の願書に基づく判断であること）
- ・留意事項 1 違反（実施設計についての事前の協議）
- ・2 号要件不充足及び留意事項 2 違反（環境保全、環境保全対策についての事前の協議）

関与取消訴訟・訴状

令和元年7月 17 日

福岡高等裁判所那覇支部 御中

請求の趣旨

- 1 被告が平成 31 年 4 月 5 日付けでした下記載決を取り消す
記

沖縄防衛局長が平成 30 年 10 月 17 日に提起した審査請求（沖防第 5115 号）に係る処分（平成 30 年 8 月 31 日付け沖縄県達土第 125 号・沖縄県達農第 646 号）を取り消す旨の裁決（国水政第 13 号）

- 2 訴訟費用は、被告の負担とするとの判決を求める。

請求の原因

目次

第1章 本件の経緯と本訴訟において取消請求の対象とする「国の関与」

第1節 本件の経緯

第1 公有水面埋立承認出願から公有水面埋立承認取消処分に至る経緯

第2 本件裁決に至る経緯

第3 本件裁決についての国地方係争処理委員会への審査申出と却下決定

第2節 本件裁決が「国の関与」（地自法 245 条 3 号本文）に該当すること

第2章 本件裁決が違法であり関与取消訴訟の対象となること

第1節 本章の概要

第2節 地自法 245 条 3 号括弧書きによる適用除外とならない場合

第1 成立に係る瑕疵があるような場合と審査申出の可否についての国地方係争処理委員会の判断

第2 地自法 245 条 3 号括弧書きによる適用除外とならない場合

第3節 「固有の資格」において受けた処分についての不適法な審査請求に対して裁決がなされたという違法があること

第1 本節の概要

第2 「固有の資格」において受けた処分に係る裁決は地自法 245 条 3 号括弧書きにより適用除外とされないこと

第3 沖縄防衛局は「固有の資格」において本件承認取消処分の名宛人となったこと

第4 行審法 7 条 2 項の解釈に係る本件裁決理由の誤り

第5 「固有の資格」に係る国地方係争処理委員会の判断の誤り

第4節 国土交通大臣は審査庁たりえないにもかかわらず本件裁決を行った違法があること

第1 原告の主張

第2 本件裁決の理由の概要

第3 本件承認取消処分を「知事…の処分」とすることの誤り

第4 審査請求時の処分権限の帰属を基準として処分庁・審査庁が定まるとすることの誤り

第5 裁決権限がないにもかかわらずなされた裁決が違法な「国の関与」に該当すること

第5節 沖縄防衛局の行政不服審査に名を借りた濫用的な審査請求に対して、国土交通大臣が審査庁の立場を濫用して認容裁決をした違法があること

第1 本件取消裁決以前から国土交通大臣が沖縄防衛局と同一の立場にあったこと

第2 本件裁決が違法であること

第3 本節のまとめに代えて一行政法学者らの声明

第6節 本件承認取消処分について地自法が規定する国の関与（是正の指示）により解決すべきとする見解が行政法学者から示されていること

第3章 本件訴え提起は適法な審査申出を経たものであること

第1節 地自法 251 条の 5 第 1 項の意義

第1 審査前置主義

第2 適法な審査申出であれば審査申出前置主義の要請をみたすこと

第2節 本件裁決に係る国地方係争処理委員会への適法な審査申出と却下決定

第1 国地方係争処理委員会への審査申出

第2 国地方係争処理委員会の審査申出の却下決定

第3 本件訴え提起の適法性

結 語

第2章第3節第3「本件裁決が違法であり関与取消訴訟の対象となること」についての小括

公有水面埋立ての「承認」は、処分の名宛人が国の機関に限定されているものである。

そして、実質的にも、国に対して「承認」によって設定される権限ないし法的地位と国以外の者に対して「免許」によって設定される権利は異質なものであって、公用廃止＝所有権の取得の仕組みはまったく異なり、監督処分等の規制がまったく異なっている。そのため、国の機関が「承認」によって取得する権限ないし法的地位の主体に私人はなることができず「承認」によって設定される権限ないし法的地位には融通性が認められないものとされている。「免許」と「承認」とは異なる制度であり、単なる読替、用語変換ではない。

以上のとおり、公水法は、1条において公有水面について「国ノ所有ニ属スル」と定めて、国は公有水面という自然公物の公有水面埋立てという公物管理について国以外の者とは異なる立場にあることを定め、国とそれ以外の者とでは、公有水面埋立てについては「免許」と「承認」という別の制度とし、埋立てによる公有水面の公物廃止とこれによる私的所有権の成立については「免許」と「承認」は異なる仕組みを採り、造成過程における規律等も相違させ、「免許」によって国以外の者が取得する権利と「承認」によって国に設定される権限ないし法的地位を本質的に異なるものとし、「承認」によって国に設定される権限ないし法的地位の主体には私人は立ち得ないものとしているものである。

以上述べたとおり、公水法は、1条において「本法ニ於テ公有水面…国ノ所有ニ属スル」と定めて公有水面埋立てについては国にそれ以外の者とは異なる地位を認め、承認の法効果には、承認を受けた国の機関に対して、自然公物である公有水面の公用廃止という公物管理に係る行為を行うことができるという権限ないし地位の付与が含まれ、かかる公物管理上の権限ないし地位の主体には一般私人は立ち得ないものであるから、公有水面埋立承認に係る処分について、国は、一般私人ではなく、国の機関であるからこそ立ちうる立場、すなわち「固有の資格」において処分の名宛人となるものであって、公有水面埋立承認に係る処分について、国の機関には審査請求等の適格は認められないものである。

第5節「沖縄防衛局の行政不服審査に名を借りた濫用的な審査請求に対して、国土交通大臣が審査庁の立場を濫用して認容裁決をした違法があること」第1「本件取消裁決以前から国土交通大臣が沖縄防衛局と同一の立場にあったこと」の小括

以上にみたとおり、

- ① 本件埋立事業が、普天間飛行場閉鎖のために辺野古移設を「唯一の解決策」としている閣議決定に基づくものであり、国土交通大臣も、内閣の一員として、もともと本件埋立事業を推進する立場にあること
- ② 本件取消裁決に先立つ本件執行停止決定において、国土交通大臣がした「埋立地の利用価値も含めた工事を停止せざるを得ないことにより生じる経済的損失ばかりでなく、普天間飛行場周辺に居住する住民等が被る航空機による事故等の危険性の除去や騒音等の被害の防止を早期に実現することが困難となるほか、日米間の信頼関係や同盟関係等にも悪影響を及ぼしかねないという外交・防衛上の不利益が生ずること」との認定は、平成27年10月27日閣議了解においても確認されており、沖縄防衛局による本件審査請求等をまつまでもなく、国土交通大臣も予め同一の判断を有していること
- ③ 旧職権取消処分について、審査庁たる国土交通大臣が、行政不服審査手続の審理そのものを閣議了解に従属させたことを公言していたこと

を指摘できる。

これらのことから、本件裁決は、国土交通大臣が、内閣の一致した方針に従って、辺野古に普天間飛行場代替施設を建設するために本件承認取消処分の効力を妨げることを目的として、中立的判断者たる審査庁の立場を放棄してなしたものであることは明らかというべきである。辺野古移設を「唯一の解決策」として一体的方針を共有している内閣の内部において、「一般私人」であると主張する沖縄防衛局による審査請求及び執行停止申立てについて、「公正・中立な審査庁たる国土交通大臣」が中立・公正な判断をなしうというのは余りにも無理がある。

以上のとおりであるから、本件承認取消処分に係る審査請求手続においては、判断権者の公正・中立という行政不服審査制度の前提が欠落しているものと言わざるを得ない。

第2 本件裁決が違法であること

本件審査請求等は、本件埋立事業について中立的で公正な判断者としての地位を放棄した国土交通大臣が、審査庁としてではなく内閣の一員としてその政策目的実現のために、行政不服審査請求によって保護されていない「公益」を理由になすことを求めてなされたものであるから、行審法上の審査請求制度を著しく濫用しているものとして却下されなければならないものであった。

しかるに、国土交通大臣は、審査庁として認容裁決をなしうる立場にないにもかかわらず、中立公正な判断者としての審査庁の立場から権限行使をすることなく、沖縄防衛局と同一の立場において本件埋立事業を遂行する目的で本件裁決をなしたものであるから、本件裁決には、行政不服審査に名を借りた濫用的関与という違法が存するものである。

本件裁決は違法であり、取り消されなければならない。

裁決取消訴訟・訴状

令和元年8月7日

請求の趣旨

- 1 処分行政庁国土交通大臣が平成 31 年4月5日付けでした下記裁決を取り消す
記

沖縄防衛局長が平成 30 年 10 月 17 日に提起した審査請求（沖防第 5115 号）に係る処分（平成 30 年 8 月 31 日付け沖縄県達土第 125 号・沖縄県達農第 646 号）を取り消す旨の裁決（国水政第 13 号）

- 2 訴訟費用は、被告の負担とする
との判決を求める。

請求の原因

目次

第1章 本件の経緯

第1節 公有水面承認出願から公有水面埋立承認取消処分に至る経緯

- 第1 本件承認処分
- 第2 翁長雄志前沖縄県知事による職権取消処分
- 第3 本件承認取消処分

第2節 本件承認取消処分から本訴訟提起に至る経緯

- 第1 行政不服審査法に基づくと称した審査請求等
- 第2 本件執行停止決定
- 第3 本件裁決
- 第4 本件裁決に対する地自法第 10 章第 2 節の規定に基づく手続
- 第5 沖縄県議会の議決

第2章 本件裁決には「成立の瑕疵」があり違法であること

第1節 「固有の資格」において受けた処分についての不適法な審査請求に対して裁決がなされたという 違法があること

- 第1 本節の概要
- 第2 沖縄防衛局は「固有の資格」において本件承認取消処分の名宛人となったこと
- 第3 行審法 7 条 2 項の解釈に係る本件裁決理由の誤り
- 第4 「固有の資格」に係る国地方係争処理委員会の判断の誤り

第2節 国土交通大臣は審査庁たりえないにもかかわらず本件裁決を行った違法があること（本件審査請求は審査請求先を誤ったものであること）

- 第1 原告の主張
- 第2 本件裁決の理由の概要
- 第3 本件承認取消処分を「知事…の処分」とすることの誤り
- 第4 審査請求時の処分権限の帰属を基準として処分庁・審査庁が定まるとすることの誤り
- 第5 裁決権限がないにもかかわらずなされた裁決が違法な「国の関与」に該当すること

第3節 沖縄防衛局の行政不服審査に名を借りた濫用的な審査請求に対して、国土交通大臣が審査庁の立場を濫用して認容裁決をした違法があること

- 第1 本件取消裁決以前から国土交通大臣が沖縄防衛局と同一の立場にあったこと
- 第2 本件裁決が違法であること
- 第3 本節のまとめに代えて一行政法学者らの声明

第3章 適法な承認取消処分を取り消した本件裁決は違法であること（本件承認取消処分が適法であること）

第1節 公有水面埋立承認処分について職権での取消処分が可能であること

- 第1 公水法 42 条 3 項が同法 32 条の準用を示していないことについて
- 第2 授益的処分の撤回等をできる場合について

第2節 本件承認取消処分の理由が認められること（1号要件（公水法 4 条 1 項 1 号）を充足していない

と認められるに至ったこと)

第1 承認処分後の土質調査によって埋立区域の海底地盤が承認処分の前提とされた土質等とまったく異なる軟弱地盤であることが判明したこと（「埋立地の用途に照らして適切な場所」に適合していないと認められるに至ったこと）

第2 大浦湾海底に活断層が存在するとの指摘がなされていること

第3 埋立区域周辺の建築物等が統一施設基準の高さ制限を超過していることが判明したこと

第4 辺野古新基地が完成しても統合計画における返還条件が満たされなければ普天間飛行場は返還されないことが明らかになったこと

第3節 取消処分の理由が認められること（「災害防止ニ付十分配慮」要件（公水法4条1項2号）を充足していないと認められるに至ったこと）

第1 「災害防止ニ付十分配慮」要件について

第2 本件承認処分後に軟弱地盤が判明したことにより「災害防止ニ付十分配慮」要件の不充足が明らかになったこと

第3 大浦湾海底に活断層が存在するとの指摘がなされていること

第4節 取消処分の理由が認められること（本件承認処分に付された負担である留意事項1の不履行）

第1 実施設計について協議の持つ意味と協議を担保するために承認に付された附款（負担）の不履行を理由とする撤回が認められること

第2 留意事項1の不履行に係る本件承認取消処分の理由

第3 留意事項1の不履行に係る本件裁決理由の誤り

第5節 取消処分の理由が認められること（環境保全要件（公水法4条1項2号）を充足していないと認められるに至ったこと）

第1 公水法4条1項2号（環境保全ニ付十分配慮セラレタルモノ）の意義・同要件の事後的不足による撤回が認められること

第2 「環境保全ニ付十分配慮セラレタルモノ」の要件を充足していないと認められるに至っていること

第6節 職権取消（撤回）処分制限法理による制約を受けないこと

第1 本件承認取消処分の理由

第2 本件裁決理由には撤回できないとする具体的な理由は示されていないに等しいこと

第3 本件承認取消処分に職権取消（撤回）制限法理は妥当しないこと

第4章 本訴訟の提起が適法であること

第1節 本訴訟が対象とする紛争が「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に該当すること

第1 本訴訟が対象とする紛争が「法律上の争訟」に該当すること

第2 本件に平成14年最高裁判決の射程が及ばないこと

第3 平成14年最高裁判決を拡張的に解釈することに理由がないこと

第2節 行訴法上の訴訟要件を充足していること

第1 原告適格以外の訴訟要件について

第2 沖縄県に原告適格が認められること

第3節 本訴訟が内部関係であるなどとして不適法とされないこと

第1 問題の所在

第2 自治権に基づき本訴訟が認められること

第4節 関与取消訴訟（地自法251条の5）が法定されたことにより抗告訴訟が排除されないこと

第1 問題の所在

第2 （裁定的）関与に対する抗告訴訟の性質づけについて

第3 関与取消訴訟制度の排他的管轄について

結 語

第3節 沖縄防衛局の行政不服審査に名を借りた濫用的な審査請求に対して、国土交通大臣が審査庁の立場を濫用して認容裁決をした違法があること

第1 本件取消裁決以前から国土交通大臣が沖縄防衛局と同一の立場にあったこと

以上にみたとおり、

- ① 本件埋立事業が、普天間飛行場閉鎖のために辺野古移設を「唯一の解決策」としている閣議決定に基づくものであり、国土交通大臣も、内閣の一員として、もともと本件埋立事業を推進する立場にあること
- ② 本件取消裁決に先立つ本件執行停止決定において、国土交通大臣がした「埋立地の利用価値も含めた工事を停止せざるを得ないことにより生じる経済的損失ばかりでなく、普天間飛行場周辺に居住する住民等が被る航空機による事故等の危険性の除去や騒音等の被害の防止を早期に実現することが困難となるほか、日米間の信頼関係や同盟関係等にも悪影響を及ぼしかねないという外交・防衛上の不利益が生ずること」との認定は、平成27年10月27日閣議了解においても確認されており、沖縄防衛局による本件審査請求等をまつまでもなく、国土交通大臣も予め同一の判断を有していること
- ③ 旧職権取消処分について、審査庁たる国土交通大臣が、行政不服審査手続の審理そのものを閣議了解に従属させたことを公言していたことを指摘できる。

これらのことから、本件裁決は、国土交通大臣が、内閣の一致した方針に従って、辺野古に普天間飛行場代替施設を建設するために本件承認取消処分の効力を妨げることを目的として、中立的判断者たる審査庁の立場を放棄してなしたものであることは明らかというべきである。辺野古移設を「唯一の解決策」として一体的方針を共有している内閣の内部において、「一般私人」であると主張する沖縄防衛局による審査請求及び執行停止申立てについて、「公正・中立な審査庁たる国土交通大臣」が中立・公正な判断をなしうというのは余りにも無理がある。

以上のとおりであるから、本件承認取消処分に係る審査請求手続においては、判断権者の公正・中立という行政不服審査制度の前提が欠落しているものと言わざるを得ない。

第2 本件裁決が違法であること

本件審査請求等は、本件埋立事業について中立的で公正な判断者としての地位を放棄した国土交通大臣が、審査庁としてではなく内閣の一員としてその政策目的実現のために、行政不服審査請求によって保護されていない「公益」を理由になすことを求めてなされたものであるから、行審法上の審査請求制度を著しく濫用しているものとして却下されなければならないものであった。

しかるに、国土交通大臣は、審査庁として認容裁決をなしうる立場にないにもかかわらず、中立公正な判断者としての審査庁の立場から権限行使をすることなく、沖縄防衛局と同一の立場において本件埋立事業を遂行する目的で本件裁決をなしたものであるから、本件裁決には、行政不服審査に名を借りた濫用的関与という違法が存するものである。

本件裁決は違法であり、取り消されなければならない。

第2 本件承認処分後に軟弱地盤が判明したことにより「災害防止二付十分配慮」要件の不充足が明らかになったこと

2 本件審査請求において沖縄防衛局からは「設計の概要」について安全性が認められるという反論・反証はなされなかったこと

(2) 本件審査請求において、「設計概要説明書に示された安定計算の前提が覆滅している」ということ自体についての反論は沖縄防衛局からはなされず、それどころか、沖縄防衛局の提出した報告書等には、地盤破壊の危険性が明確に示されているものである。

(中略)

……この安定計算の前提となる土質が、設計概要説明書に示された土質とまったく異なる軟弱なものであることが明らかとなったことから、「設計概要説明書に示された安定計算の前提が覆滅している」として、「災害防止二付十分配慮」要件への不適合を認めて、本件承認取消処分がなされたものである。そして、本件審査請求において提出された報告書に示された安定計算の結果（円弧すべりの照査結果）では、大浦湾側の護岸等の大半について、地盤の強度が足りず、円弧すべりについて所定の安定性が認められないことが明らかになったのであるから、「災害防止二付十分配慮」要件の充足が認められないことは余りにも当然である。(略)

本件審査請求において、沖縄防衛局は、本件承認取消処分の理由とされた沈下や液状化の危険性について、具体的な反論や反証は一切していない。それどころか、沖縄防衛局が本件審査請求に提出した報告書からは、新規の調査箇所における危険性が明らかとなっている、C-1護岸予定地の新規の調査箇所においても、表層に軟弱な砂質土が認められ、その下には厚い軟弱な粘性土の層の存在が確認されている。

また、C-3護岸予定地の新規の調査箇所において、N値0の粘性土層も確認されており、圧密沈下の危険性がさらに裏付けられている。

以上のとおり、あらたな土質調査の結果は、「特殊な地形・地質等よりすれば、地盤の液状化や圧密等による沈下等の危険性が認められ」という取消処分の理由に対する反証となり得ないどころか、C護岸についての地盤の液状化や圧密等における沈下の危険性を裏付けるものであり、取消処分の正当性を裏付けたものである。(さらに、あらたな土質調査の結果は、C護岸にとどまらず、他の護岸等や埋立地の予定箇所に、広範に軟弱地盤（表層の緩い砂質土や、軟らかい粘性土）が存在していることを明らかにしているものである。)

第6節 職権取消（撤回）処分制限法理による制約を受けないこと

第2 本件裁決理由には撤回できないとする具体的な理由は示されていないに等しいこと

本件裁決理由は、取消制限について、「行政処分については、法律関係尊重の要請は無視できず（これは国の機関が処分の名宛人となる場合であっても同様である。）、これを容易に撤回することはできないものと解される。本件承認は、長期間の調整の結果としてされ、かつ、漁業権者などの利害関係者のみならず、大規模な埋立てとして多数の工事関係者も関与し、しかも、普天間飛行場の周辺住民等の生命・身体に対する危険性除去のためにされたものであるから、このような本件撤回の対象である本件承認の性質、内容からすれば、これを容易に撤回することはできないというべきである。また、その撤回によって被る審査請求人の経済的不利益についても約920億円に上るなど（請142）、審査請求人の被る不利益も重大であるといえる。加えて、上記(1)ないし(4)で検討したところも総合的に考慮すると、本件撤回は許されないと解すべきである（最高裁昭和47年12月8日判決参照）。」とした。

しかし、同法理が適用される根拠は一切示されていないし、また、本件取消処分に付した理由については何らの判断も示されていないもので、およそ理由の名に値するものではないと言わなければならない。

国土交通大臣の撤回取消裁決書

国水政第 13 号

裁決書

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9

審査請求人 沖縄防衛局

局長 田中利則

処分庁 沖縄県知事

審査請求人が平成 30 年 10 月 17 日に提起した処分庁による公有水面の埋立ての承認の撤回処分に係る審査請求（水政第 123 号）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求に係る処分（処分庁が平成 30 年 8 月 31 日付けで審査請求人に対してした公有水面の埋立ての承認を取り消す処分（平成 30 年 8 月 31 日付け沖縄県達土第 125 号・沖縄県達農 646 号））を取り消す。

1 審査請求の適法性について

1) 本件撤回は固有の資格で受けたものであるとの処分庁の指摘について

ア 審査請求をなし得る者は、「行政庁の処分に不服がある者」（行審法第 2 条）であるところ、ここにいう「処分」、すなわち、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（同法第 1 条第 2 項）とは、国又は地方公共団体の行為によって「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定する」ものであると解されている（最高裁昭和 39 年 10 月 29 日判決）。

そして、行審法が「国民の権利利益の救済」を目的としていること（行審法第 1 条第 1 項）を合わせて考えると、審査請求人のような国の機関であっても、上記の意味での「処分」、すなわち「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定する」ものを受けたものといえれば、一般私人と同様の立場で「処分」を受けたものとして、当該処分についての審査請求をなし得るものと解することができる。

この点、埋立承認の「撤回」は、埋立てをなし得る法的地位・利益を失わせる点で、埋立承認の「取消し」と同じであるところ、前件取消しの違法性が争われた平成 28 年最高裁判決は、埋立承認が上記の意味での「処分」であることを前提として前件取消しが違法であるとの判断を行っていることから、当該「処分」によって形成された「権利義務またはその範囲を確定する」効果を消滅させる埋立承認の「取消し」が行審法第 2 条の「処分」に当たるとも当然にその前提としている。

その上、埋立承認の撤回が「処分」に当たるとすることは、埋立ての「承認」の撤回が、埋立てをなし得る法的地位・利益を失わせる点で、一般の事業者が受ける埋立ての「免許」の撤回と全く変わることはないことを考えると、「国民の権利利益の救済」

という行審法第 1 条の目的とも整合するといえる。

したがって、本件撤回は、行審法第 2 条の「処分」に当たることができる、審査請求人は、本件撤回についての審査請求をすることができると考えられる。

イ この点、処分庁は、竣功後の土地の所有権の帰属の在り方が免許と承認で異なること、承認には免許についての事業者の監督の規定が準用されていないこと、基地建設のために行われているなどの本件埋立事業の性格等を挙げて、審査請求人が「固有の資格」において本件撤回の相手方となったものであり、行審法の規定は適用されないと指摘する（行審法第 7 条第 2 項）。

しかしながら、上記アのとおり、平成 28 年最高裁判決及び行審法の目的等に照らせば、本件撤回は、行審法第 2 条の「処分」、すなわち、「直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定する」ものに当たるのであるから、審査請求人は一般私人と同様の立場で処分を受けたといえるのであって、「一般私人が立ち得ないような立場にある状態」と解されている「固有の資格」においてその相手方となったものではないと認められ、処分庁が挙げる事由は、この判断に影響を及ぼすものではない。

また処分庁は、地方自治法第 255 条の 2 の規定に基づく審査請求について批判があることや、国（の機関）が国（の機関）に対し審査請求をすることによる判断の客観性や公正性の問題を挙げる。しかしながら、同条第 1 項第 1 号は、法定受託事務に係る都道府県知事の処分に係る事務を規定する法律を所管する大臣が審査庁となることを認めており、また、行審法第 7 条第 2 項は、国（の機関）が国（の機関）に対し審査請求をすることができることを前提とした規定であることから、いずれの指摘も、審査請求人が本件撤回を固有の資格において受けたものではないと判断することの妨げとなるものではない。

さらに、処分庁は、行審法第 7 条第 2 項の「処分」についても同法第 1 条第 2 項における「処分」の定義が及び、また、上記のように解すると、同法第 7 条第 2 項は適用される余地がない無用な規定になるなどと指摘する。しかしながら、定義規定があるからといって、常にそれと同一に解さなければならないというものではない（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）では、「処分」について同法第 3 条第 2 項で定義し、これを主観訴訟の対象としながら、同法第 43 条第 1 項では客観訴訟（民衆訴訟又は機関訴訟）の対象として「処分」という用語を用いている。）。また、「固有の資格」について規定する行審法第 7 条第 2 項は、国の機関等が上記のように客観訴訟の対象となるような「処分」の名宛人ともなり得ることに鑑み、同法第 2 条（第 1 条第 2 項）の「処分」に当たらないものは審査請求の対象とならないことを明確にするために確定的に規定したものであるとして意味がある規定と解される。

その他の審査請求人が「固有の資格」において本件撤回の相

手方となつたことについての処分庁の指摘も、これまで述べたところからすれば、いずれも上記の判断をすることの妨げとなるものではない。

なお、国地方係争処理委員会が、本件執行停止決定について処分庁がした審査の申出に対して平成31年2月19日付けで行った決定（以下「国地方係争処理委員会決定」という。）においても、処分庁が指摘する竣功後の所有権の帰属の在り方が免許と承認で異なることや、承認には免許についての事業者の監督の規定が準用されていないこと、埋立地の用途等は、固有の資格に基づくものかどうかの判断には影響せず、審査請求人は本件撤回を固有の資格において受けたものではない旨判断されている。

2 本件撤回の理由について

（略）

オ 1号要件に係る指摘のまとめ

以上のとおり、処分庁の指摘する各事項をもって、「国土利用上適正且合理的ナルコト」の要件を欠くに至ったとは認められず、上記各事項は、本件承認を違法又は著しく不当にするものではなく、これらを理由にしてされた本件撤回はその要件を欠くものとして違法である。また、このような事情の下でなされた「国土利用上適正且合理的ナルコト」の要件を欠くとする判断は、不適切な裁量判断として不当である。

加えて、平成28年最高裁判決においては、1号要件について、承認等の対象とされた公有水面の埋立てや埋立地の用途が国土利用上の観点から適正かつ合理的なものであることを承認の要件とするものであり、その審査に当たっては、埋立ての目的及び埋立地の用途に係る必要性及び公共性の有無や程度に加え、埋立てを実施することにより得られる国土利用上の効用等の諸般の事情を総合的に考慮することが不可欠であり、また、当該埋立てや目的地の用途が当該公有水面の利用方法として最も適正かつ合理的なものであることまでが求められるものではないとされている。同判決は、その上で、仲井眞元知事は、普天間飛行場の使用状況や、同飛行場の返還及び代替施設の設置に関する我が国と米国との間の交渉経過等を踏まえた上で、騒音被害等により同飛行場の周辺住民の生活に深刻な影響が生じていることや、同飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であることを前提に、普天間飛行場代替施設等の面積や埋立面積が同飛行場の施設面積と比較して相当程度縮小されること、沿岸域を埋め立てて滑走路延長線を海域とすることにより航空機が住宅地の上空を飛行することが回避されること及び普天間飛行場代替施設等が既に米軍に提供されているキャンプ・シュワブの一部を利用して設置されるものであること等に照らし、埋立ての規模及び位置が適正かつ合理的であるなどとして、本件埋立事業が1号要件に適合すると判断しており、このような仲井眞元知事の判断について、違法又は不当がないと判示している。

このように、1号要件の審査に当たっては、埋立ての目的及び埋立地の用途に係る必要性及び公共性の有無や程度に加え、埋立てを実施することにより得られる国土利用上の効用等の諸般

の事情を総合的に考慮することが不可欠であるから、処分庁が、本件撤回をするに当たって1号要件を欠くに至っているかどうかを審査する場合、上記諸事情も含めて総合考慮しなければならない。しかしながら、本件撤回においては、上記諸事情が一切考慮されることなく、1号要件を欠くに至ったとの判断がされている。そうすると、本件撤回は、上記諸事情も含めて総合考慮しなければならないところ、考慮すべき上記諸事情を考慮しなかった点においても、違法である。また、処分庁が上記諸事情を考慮することなく1号要件を欠くに至ったと判断したことは不適切な裁量判断として不当である。

3 「災害防止二付十分配慮セラレタルモノナルコト」（埋立法第4条第1項第2号）の要件の非充足との指摘について

ア 埋立地盤の液状化の危険性及び沈下等の危険性が明らかになっているとの指摘について

処分庁は、本件撤回の理由として、軟弱地盤が判明したことにより審査基準の「埋立地の護岸の構造が…災害防止に十分配慮」すること、「埋立区域の場所の選定…海底地盤…の地盤改良等の工事方法の選定等」に関して、埋立地をその用途に従って利用するのに適した地盤となるよう災害防止に付き十分配慮」することに適合しないこととなったと指摘し、設計の概要に従って工事を進めて護岸を完成させれば、地盤の沈下や液状化の危険性を否定することはできず、C護岸の安全性は認められないから、「災害防止二付十分配慮セラレタルモノナルコト」との要件を充足していないと指摘する。

しかしながら、本件撤回時においては、埋立地の護岸について所要の安定性等を確保できないことが確定していたものではなく、また、審査請求人においては、聴聞手続において、ボーリング調査の結果等を踏まえて、地盤の強度等について総合的に判断した上で、実施設計や環境保全対策等の検討を行い、処分庁と協議する意図を示しており、所要の安定性を確保できない工事を実施するようには見られない段階であることは上記のとおりであるから、「災害防止二付十分配慮セラレタルモノナルコト」との要件を欠くに至ったとは認められない。

そして、本件撤回後に明らかになったボーリング調査の結果等を踏まえても、地盤改良工事等を行うことにより所要の安定性を確保して工事を行うことが可能であることが確認されているものと認められること、その工事方法も、地盤改良工事として施工実績も豊富な一般的なものであり、国内に在師する作業船により施工が可能なものであることが認められること、地盤の液状化についての審査請求人の検討結果（反26）を疑わせる事情はないことも、上記のとおりである。

これらのことからすると、地盤改良工事を実施すれば、所要の安定性を確保して埋立工事を行うことが可能であるといえ、上記のとおり、変更承認がされ得るような設計・施工が想定できるのであるから（工事着工後は変更承認の申請をすることができないとの処分庁の指摘に理由がないことは、上記のとおりである。）、上記各審査基準に適合せず「災害防止二付十分配慮セラ

レタルモノナルコト」の要件を欠くに至ったとは認められない。
イ 活断層が存在するとの指摘について

処分庁は、活断層の存在により、審査基準の「埋立区域の場所の選定…に関して、埋立地をその用途に従って利用するのに適した地盤となるよう災害防止に付き十分配慮」することに適合せず、「災害防止二付十分 配慮セラレタルモノナルコト」の要件を充足しないこととなったと指摘する。

しかしながら、現時点での確立した知見に基づいて活断層が存在しているとは認められないこと等は上記のとおりであるから、これをもって上記の審査基準に適合せず、「災害防止二付十分 配慮セラレタルモノナルコト」の要件を欠くに至ったとは認められない。

ウ 「災害防止二付十分 配慮セラレタルモノナルコト」に係る指摘のまとめ

以上のとおり、処分庁の指摘する各事項をもって、「災害防止二付十分 配慮セラレタルモノナルコト」の要件を欠くに至ったとは認められず、上記各事項は本件承認を違法又は著しく不当にするものではないから、これらを理由にしてされた本件撤回はその要件を欠くものとして違法である。また、このような事情の下でなされた「災害防止二付十分 配慮セラレタルモノナルコト」の要件を欠くとする判断は、不適切な裁量判断として不当である。

(4)「環境保全二付十分 配慮セラレタルモノナルコト」(埋立法第4条第1項第2号)の要件非充足との指摘について

ア 留意事項2に違反しているとの指摘について

処分庁は、埋立て全体の実施設計に基づき詳細検討した環境保全対策等について協議を行わずに工事に着手し、留意事項2に違反していると指摘する。

このような処分庁の指摘は、護岸全体を含む埋立て全体の実施設計に基づき詳細検討した環境保全対策の提出が必要であることを前提とするものであるが、上記と同様、留意事項2についても、その文言及び趣旨に照らして、護岸全体についての実施設計の協議を行うことまで要求されるものではないから、環境保全対策の協議も、実施設計の協議に依りて分割して行ったとしても、留意事項2に違反しているということとはできないと解される。

また、上記と同様、「協議」は、「承認」とは異なり、最終的に処分庁の了解を得ることまで必要としないものと解され、上記の留意事項2の趣旨からすれば、合理的期間、申請において示された工法、対策等が実施されていることを確認することができる内容の協議が行われた場合には、最終的に協議が調わずに工事を行ったとしても、留意事項2に違反したということとはできないと解される。

そして、審査請求人は、環境保全対策等についても、実施設計の協議と併せて留意事項2に基づく協議を行っており(処40)、上記の留意事項1で述べたことや、審査請求人は環境監視等委員会(留意事項第2項において、環境保全対策等の実施に当たっては、各分野の専門家等から構成される環境監視等委員会を設置して助言を受けることとされていることを受けて、環境

保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性・客観性を確保するため、科学的・専門的助言を行うことを目的として設置されたもので、学識経験者からなる委員で構成されている(請71)。)における議論の内容をその都度処分庁に説明するなどしていたことからすれば、留意事項2において求められる協議が行われていないということとはできないことは、上記の留意事項1の実施設計の協議と同様である。したがって、留意事項2に違反しているということとはできず、更にはそれにより「環境保全二付十分 配慮」されないものとなったということもできない。

そうすると、本件承認が違法又は著しく不当になったとはいえないから、本件撤回は、その要件を欠くものとして違法である。また、このような事情の下で、処分庁が、本件承認が「環境保全二付十分 配慮」されないものになったと判断したことは、不適切な裁量判断として不当であるというべきである。

イ サンゴ類に関して、本件承認後に策定した環境保全措置が適切でないとの指摘について

(ア) 工程表と環境保全措置の実施期間を重ねた表の提出に関する指摘について

処分庁は、工事の詳細な工程表と各環境保全措置の実施期間を重ねた表を作成提出していないことが不適切であると指摘する。

しかしながら、具体的な環境保全措置の実施時期は、工事の工程を踏まえて検討・実施する必要があるとしても、そのために審査請求人において処分庁に対して工事の詳細な工程表と各環境保全措置の実施期間を重ねた表を提出する義務があるとは認められない。そうすると、処分庁の指摘は理由がない。

また、処分庁は、詳細な工程とこれに対応する環境保全措置の実施期間と内容を明らかにしていないと指摘するところ、これを明らかにすることを求める趣旨は、工事による環境の影響を踏まえて環境保全措置を講ずることを求めるものと解される。これについて、審査請求人は、事前に水の濁り等のシミュレーションを行い、環境監視等委員会の指導・助言を受けた上で、工事を実施するとともに、継続的に水の濁り等についてモニタリング調査を行って、サンゴ類の生息に影響を与えるような環境の変化がないことを確認し、その状況を環境監視等委員会に説明していることなどからすれば、現に保護対象のサンゴ類に影響を生じるような環境の変化が生じているとは認められず(請76、77、79、84-88、92-99、反9-1-3、10-1-4)、これをもって工事の影響を踏まえたサンゴ類に対する環境保全措置として不十分であるということとはできない。

(略)

(イ) サンゴ類の移植・移築元の基準に関する指摘について

処分庁は、審査請求人がサンゴ類の移植・移築元の範囲を「水深20m以浅の範囲」とし、移植・移築対象のサンゴ類を「小型サンゴ：総被度5%以上で0.2ha以上の規模を持つ分布域の中にある長径10cm以上のサンゴ類」としていることについて、水深20m以深のサンゴを対象としておらず、移植対象の選定基準や内容が妥当なものであるか、確認することができないと指摘す

る。

しかしながら、審査請求人が定めた当該基準は、環境監視等委員会における指導・助言を受けて定めたものであり、同委員会においても、基準として問題があること等の指摘はされていないと認められている（請 72、73）。そして、サンゴの生息のためには光が重要な条件となることや水深 20m を超えると群体数が急激に減少したとの報告があること（請 101、102）、潜水時間管理が必要であることを考慮した実際の移植作業の実現可能性（請 103）に照らして、20m 以浅の範囲のサンゴ類を移植の対象としたことをもって、環境保全措置として不適当であるということとはできない。

（略）

（ウ）移植先の選定に問題があるとの指摘について

処分庁は、移植先について、環境監視等委員会から、美謝川からの淡水流入時の影響を考慮する必要があるとの指摘を受けたにもかかわらず、淡水流入時の影響を踏まえて検討したのかが不明であり、サンゴ類の移植の安全性が確認できない旨指摘する。

しかしながら、審査請求人においては、環境監視等委員会の指導・助言を受けて個々の移植先の選定を行い、その選定に当たっては、同委員会の指摘を踏まえ、ハビタットマップを作成した上で、移植元と移植先の環境の類似性等を検討するなどして移植先を選定しており（請 74、76-82）、このようにして行われる移植先の選定に問題があるとは認められない。また、現に、審査請求人が処分庁に対して行ったサンゴ類の特別採捕許可申請においては、移植先も示してその許可を得ていることが認められる（請 89-91）。これについて、処分庁は、サンゴ類の特別採捕許可は、環境保全措置として適切かどうかとは異なる問題であると指摘するが、現に処分庁は移植先の選定に問題があることを理由に、審査請求人によるサンゴ類の特別採捕許可の申請を不許可としたことがあるのであって（処 60）、サンゴ類の特別採捕許可において移植先の選定に問題があるか否かという観点から判断しているのであるから、処分庁の指摘は理由がない。

（エ）未記載種やレッドリストサンゴの環境保全措置が不十分であるとの指摘について

処分庁は、審査請求人が平成 29 年 7 月に調査を実施してレッドリストサンゴを確認した後、直ちに工事を停止して処分庁に報告し、移植の可否を協議すべきであったのにこれを行っておらず、レッドリストサンゴ 14 群体中 13 群体が死亡又は消失したことが審査請求人の工事の影響ではないとはいえず、レッドリストサンゴに対する環境保全策が十分になされているとはいえないとする。また、特別採捕許可申請が不許可となったヒメサンゴ 1 群体について、護岸工事や施設の供用後の潮流の変化等により影響を与える可能性があるなどとして、環境保全対策が十分ではないとする。

（略）

しかしながら、上記のレッドリストサンゴが死亡又は消失した時期に実施していた護岸工事の場所である K-9 護岸は大浦湾の

奥部であり、レッドリストサンゴ 14 群体の生息が確認された辺野古側埋立区域とは離れており、工事による水の濁り等の影響が当該生息域に及んでいるとは認められず、その状況を環境監視等委員会に説明していること（請 76、92、104、反 10-3、処 57）、平成 29 年夏は那覇空港滑走路増設事業の実施区域においてもサンゴの白化が進行していたこと（請 105）からすると、工事の影響によって上記のレッドリストサンゴ 13 群体が死亡又は消失したと認めることはできない。

また、本件埋立海域外で発見され、処分庁から特別採捕許可申請を却下されたヒメサンゴ 1 群体について、審査請求人は、汚濁防止枠を多重化することなどにより、工事による水の濁りの影響が環境保全目標値に及ばないように施工することが可能であると認められるとして、環境監視等委員会の指導・助言を受けた上で、これを移植しないこととしたこと（請 86、108）、審査請求人が行っているモニタリングにおいても、辺野古側の観測地点で工事の影響により環境保全目標値を超える水の濁りが生じたことは観測されておらず、また、現に当該ヒメサンゴに影響は生じておらず、その状況を環境監視等委員会に説明していること（請 87、88、92、95-99）、施設供用後については、処分庁は単に影響が生ずる可能性を指摘するのみで、具体的に影響が生じることをうかがわせる証拠はないことから、当該ヒメサンゴに対する環境保全措置が不十分であるということとはできない。

（オ）移植・移築実施時の監視及び委員への情報発信体制が整えられていないとの指摘について

処分庁は、サンゴ類の移植・移築作業状況の監視及び情報発信体制が整えられていないことにより、サンゴ類の保全に支障が生ずるおそれがあると指摘する。

しかしながら、審査請求人は、サンゴ類の移植・移築が適切に履行されているかどうかなどについて、審査請求人の職員が確認の上、環境監視等委員会の委員に情報提供を行っていること認められる（請 88、109）。そして、処分庁が、上記のような体制では不十分であり、サンゴ類の保全に支障が生ずるおそれがあるとする具体的な理由は明らかではなく、上記のような審査請求人の対応をもって、サンゴ類の移植・移築作業状況の監視及び委員への情報発信体制として不十分であるということとはできない。

（カ）立入調査の要求に応じないとの指摘について

処分庁は、審査請求人の調査報告が不十分であるから確認のため立入を求めたのに対して、審査請求人がこれを認めないことから、環境保全図書に基づいて適切にサンゴ類に対する環境保全措置を実施しているかどうかを確認することができず、環境保全への支障のおそれがあると指摘する。

しかしながら、法令上、処分庁に立入調査権が認められているものではない。また、処分庁の指摘によっても、何をもって審査請求人の調査報告が不十分であるとするのか明らかではなく、立入調査に応じなかったことにより、具体的に環境保全措置についてどのような点に問題が生じている可能性があるのかも、明らかではない。

他方で、環境保全図書においては、サンゴ類の移植について有識者の指導・助言を踏まえて行うこととされているところ（請求2-7（6-14-163））、審査請求人は、環境監視等委員会の指導・助言を得ながらサンゴ類の移植の検討を行っており、当該検討の結果が不適当であるとはいえないことは、上記のとおりであり、これが環境保全図書に基づかないものということもできない。これらのことからすれば、審査請求人が立入調査に応じなかったからといって、環境保全への支障のおそれがあると認めることはできない。

(キ) 以上のとおり、処分庁がサンゴ類の環境保全措置が適切ではないとして挙げる事由はいずれも理由がないことから、これをもって「環境保全二付十分配慮」されたものではないとして2号要件を欠くことになったと認めることはできない。

ウ ジュゴンに関する環境保全措置が適切でないとの指摘について

(略)

エ 海藻草類に関して策定すべき環境保全対策を策定していないとの指摘について

(略)

オ 留意事項4に違反してサンゴ類を事業実施前に移植・移築せずに工事に着手したとの指摘について

処分庁は、環境保全図書の記載と異なり、事業の実施前にサンゴ類を移植・移築することなく工事を行って、留意事項4に違反し、その結果、潮流の変化等に伴う流速の変化等により、周辺域に分布するサンゴ類へ影響を生ずるおそれがあり、かつ、現にオキナワハマサンゴに環境保全 図書に記載のない新たな対策を講じなければならなくなるほどの影響を生じさせているなどと指摘する。

環境保全図書には、「事業実施前に、移植・移築作業の手順、移植・移築先の環境条件やサンゴ類の種類による環境適応性、採捕したサンゴ類の仮置き・養生といった具体的方策について、専門家等の指導・助言を得て、可能な限り工事施工区域外の同様な環境条件の場所に移植・移築して影響の低減を図」と記載されている（請求2-7(7-10)）。

他方で、留意事項4は、環境保全図書「を変更して実施する場合は、承認を受けること」とされているところ、この承認を要することとしたのは、事業者が環境保全図書の記載を変更して工事を行う場合に、変更後の環境保全措置が適切であるかを処分庁が確認し、事業者に適切な環境保全措置を行わせるためであると解される。

しかしながら、環境保全措置は状況に応じて適時適切に対応することが求められることからすれば、その変更の全てについて承認を得なければ実施できないとするのは、現実的ではなく、かえって環境の変化に対応することができない事態を招くおそれがある。そして、上記のように留意事項4も適切な環境保全措置を講じさせることを目的とすることや、撤回の事由とするためには承認の要件が欠け、又は承認の要件を満たすとするものが著しく不当となったこと、すなわち、環境保全について十分に

配慮されたものとはいえないか、それが著しく不当であることが必要であることからすれば、行われている措置が環境保全措置として問題がない場合には、当該措置を行うことにつき環境保全図書の変更の承認を受けていなかったとしても、これにより留意事項4に違反し、環境保全に十分に配慮されたものではないとして撤回の理由とすることはできないと解される。

サンゴ類の移植についていえば、サンゴ類の移植を行う趣旨は、本件埋立工事により海水の濁り等サンゴ類の生育に悪影響を与える環境変化を避けるために行うものであって、サンゴ類の生育環境に影響を与える工事を実施する前にサンゴを移植するのであれば、サンゴ類の移植を行う目的に反しないことになる。

審査請求人は、移植を予定するサンゴ類の全部の移植を行う前に本件埋立工事の一部を行っているが、サンゴ類（処分庁が指摘するオキナワハマサンゴ1群体を含む。）の生育環境についてのシミュレーションやモニタリング調査を行い、サンゴ類の生育に影響を及ぼすような環境の変化がないことを確認しながら工事を進めており（請求86-88、95）、これらについては環境監視等委員会の指図・助言を受けているところであるから、現にサンゴ類の生育に影響が生じるような環境の変化が生じているとは認められない。

これらのことからすれば、工事の実施前に全部のサンゴ類の移植を行なっていないことをもって、環境保全図書の記載に反した措置を行ったということはできず、環境保全図書の変更を要するような措置を行ったともいえないことから、留意事項4に違反し、環境保全に十分に配慮されたものではないこととなったということはできない。

カ 留意事項4に違反してウミボックスを移植・移築せずに工事に着手したとの指摘について

(略)

キ 環境保全図書に反して傾斜堤護岸用石材を海上搬入したとの指摘について

(略)

ク フロート等を設置したことが留意事項4に違反するとの指摘について

(略)

ケ 変更承認申請を行わずに施工順序の変更をしたことが埋立法第13条ノ2第1項及び留意事項4に違反しているとの指摘について

(略)

コ 「環境保全二付十分配慮セラレタルモノナルコト」に係る指摘のまとめ

以上のとおり、処分庁の指摘する各事項をもって、本件承認が「環境保全二付十分配慮セラレタルモノナルコト」の要件を欠くに至ったとは認められない。そうすると、本件承認が違法であるとも著しく不当であるともいえないから、これらを理由にしてされた本件撤回は違法である。また、このような事情の下でなされた「環境保全二付十分配慮セラレタルモノナルコト」の要件を欠くとする判断は不適切な裁量判断として不当である。

辺野古訴訟をめぐる年表

I 埋立承認から埋立承認取消しの取消しまで

2013 年

3 月 22 日 沖縄防衛局が普天間飛行場の代替施設の建設のため、沖縄県名護市辺野古沿岸域の公有水面の埋立承認の出願

12 月 27 日 仲井眞弘多沖縄県知事が、埋立てを承認

2014 年

7 月 22 日 日本政府・防衛省による臨時制限区域の設定

8 月 28 日 仲井眞知事（当時）が沖縄防衛局に対し岩礁破碎許可処分

2015 年

10 月 13 日 翁長雄志沖縄県知事が、埋立承認を取消し

沖縄防衛局が、国土交通大臣に、承認取消しを取り消す裁決を求める審査請求および承認取消しの執行停止を申立て

10 月 27 日 国土交通大臣が、承認取消しの効力を停止する執行停止決定

10 月 28 日 国土交通大臣が、翁長知事に対し、承認取消しの取消しを勧告

11 月 2 日 翁長知事が、執行停止決定を不服として国地方係争処理委員会に審査の申出

11 月 9 日 国土交通大臣が、翁長知事に対し、承認取消しの取消しを指示

11 月 17 日 国土交通大臣が、承認取消しの取消しを命じる旨の判決を求めて代執行訴訟を提起（第1事件）

12 月 24 日 国地方係争処理委員会が、翁長知事による審査の申出は不適法であるとして却下（通知は 28 付）

12 月 25 日 沖縄県が、国に対し、執行停止決定の取消しを求めて取消訴訟（抗告訴訟）を提起（第2事件）

2016 年

2 月 1 日 翁長知事が、国地方係争処理委員会の却下決定を不服として、執行停止決定の取消しを求めて関与の取消訴訟を提起（第3事件）

3 月 4 日 翁長知事と国土交通大臣が、主に以下の内容で和解成立

- ・国土交通大臣は代執行訴訟（第1事件）を取り下げ、翁長知事は関与の取消訴訟（第3事件）を取り下げる
- ・沖縄防衛局長は、審査請求と執行停止申立てを取り下げ、埋立工事を直ちに中止すること
- ・国土交通大臣は改めて是正の指示を行い、翁長知事は不服があれば国地方係争処理委員会へ審査を申し出ること

3 月 7 日 国土交通大臣が、理由を付さずに、承認取消しを取り消すよう指示（是正の指示（3月7日付））

3 月 16 日 国土交通大臣が、是正の指示（3月7日付）を撤回し、改めて理由を付して承認取消しを取り消すよう指示（是正の指示（3月16日付））

3 月 23 日 翁長知事が、是正の指示（3月16日付）を不服として国地方係争処理委員会に審査の申出

6 月 17 日 国地方係争処理委員会が、翁長知事による審査の申出について、是正の指示（3月16日付）が地方自治法に適合するか否かは判断しないと決定（通知は 20 日付）

7 月 22 日 国が、沖縄県に対し、違法確認訴訟を福岡高裁那覇支部に提起

9 月 16 日 上記「違法確認訴訟」判決。沖縄県が敗訴。

9 月 23 日 沖縄県が判決を不服として、最高裁判所に上告。

12 月 20 日 最高裁・上告棄却

Ⅱ 埋立承認取消しの取消し以降

12月26日 翁長知事 沖縄防衛局に埋立承認取消し処分の取消を通知

2017 年

1月4日 沖縄防衛局、辺野古埋立工事再開

2月3日 沖縄県、沖縄防衛局に、漁業権の一部放棄がなされても、変更免許がされるまでは、岩礁破碎許可が必要である旨、通知

3月31日 岩礁破碎許可期間満了

4月5日 沖縄県、沖縄防衛局に岩礁破碎許可を受けるよう通知

4月6日 沖縄防衛局、沖縄県に岩礁破碎許可は不要と通知、工事の続行

7月24日 沖縄県、国に対して岩礁破碎許可を県に申請するよう求めて。岩礁破碎差止訴訟の提起、併せて判決が出るまで工事を止めるよう求める仮処分の申し立て。

2018 年

3月13日 那覇地方裁判所判決

本案（差止請求及び確認請求）、仮処分の申し立てともに却下。

3月23日 沖縄県は、地裁判決に不服があるとして、福岡高等裁判所那覇支部に控訴（なお、仮処分の申し立てに対する却下決定については抗告を行わなかった。）

7月4日 岩礁破碎差止訴訟・控訴審第1回口頭弁論

7月27日 翁長知事、記者会見で撤回を表明

8月8日 翁長知事、死去

8月31日 公有水面埋立撤回処分が謝花喜一郎副知事によって発出

9月13日 岩礁破碎差止訴訟・控訴審 結審

9月30日 沖縄県知事選挙で玉城デニー氏が当選。10月4日、就任。

10月17日 沖縄防衛局長が国土交通大臣宛てに不服審査請求およびその執行停止の申し立て

10月30日 国土交通大臣が執行停止決定

11月29日 沖縄県知事が国地方係争処理委員会に審査の申し出

12月3日 沖縄県、「審査請求を審査すべき行政庁は、行政不服審査法第4条第4号により、当該処分庁等の最上級行政庁となりますから、本件承認取消処分について審査請求をすべき行政庁は、謝花喜一郎沖縄県副知事の最上級庁たる沖縄県知事であり、国土交通大臣は審査請求先とはなりません」との指摘

2019 年

2月19日 国地方係争処理委員会が審査の申し出を却下する決定

2月24日 県民投票

4月5日 取消裁決

4月22日 沖縄県知事が国地方係争処理委員会に審査の申し出

6月17日 国地方係争処理委員会が審査の申し出を却下する決定

7月17日 沖縄県、国土交通大臣を相手取って福岡高裁那覇支部に地方自治法上の関与取消訴訟を提起

8月7日 沖縄県、国土交通大臣を相手取って、4月5日の裁決の取消しを求める訴訟を提起

9月18日 福岡高裁那覇支部で関与取消訴訟の意見陳述